アスベスト使用実態調査票の記入について

●令和3年12月１日時点の状況について回答してください。

●平成１８年９月１日以後に着工した建物は調査対象外ですので、その場合は「平成18年９月１日以降に新築の工事に着手した建物」欄に○を入力して、ご提出ください。この場合は他の設問は回答不要です。

●平成１８年９月１日より前に着工した建物がある場合は、調査票の黄色の箇所に必要事項を入力してください。

●共同生活援助（グループホーム）については、府営住宅を除いて回答してください。

●回答は下記の「施設種別」ごとに調査票を作成してください。

◆療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

（生活介護＋就労継続支援などの多機能型は、ひとつの「施設種別」とします。）

◆障害者支援施設（入所施設） ◆居宅介護事業所 ◆短期入所事業所

◆就労定着支援事業所 ◆自立生活援助事業所　◆共同生活援助事業所

◆相談支援事業所 ◆障害児入所施設

◆居宅訪問型児童発達支援事業所 ◆児童発達支援事業所

◆放課後等デイサービス事業所 ◆保育所等訪問支援事業所

◆障害児相談支援事業所

★ひとつの建物で、複数の「施設種別」を実施している場合（生活介護と短期入所、児童発達支援と放課後等デイサービスなど）は、各「施設種別」ごとに調査票を作成。

★複数の建物で、ひとつの「施設種別」を実施している場合（グループホームや従たる事業など）は、調査票は１部のみ作成。（その際、回答がア以外に該当する建物が複数ある場合は、エ～キに該当する建物について優先して回答。）

●「施設種別」はプルダウンメニューから該当するものを選択してください。

●調査票の青色の欄に記載された質問事項について、上から順に回答を選択していき、ア～ケのいずれか一つにプルダウンメニューから○を入力してください。

●ア～キに該当する場合（アスベストの使用の有無を確認した場合）は、調査票右側欄の確認方法のうち該当するものに○を入力してください（複数回答可）。

●エ～キに該当する場合は調査票（様式１－２）も作成してください。